

令和5年7月1日より一部改正

短期継続融資保証制度

ケイゾク

通常枠

税理士連携枠

金融機関
モニタリング枠

返済方法は
一括返済

保証期間は
12か月以内

平均月商の3か月以内で
継続的な利用が可能




きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会




ケイゾク

通常枠

対象となる方	<p>次のすべての要件を満たす中小企業者の方</p> <p>(1) 滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、1期(6か月)以上の決算を実施している法人および個人。 (ただし、個人の場合は、正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳をし、最高65万円(令和2年分以後は最高55万円(e-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円))の青色申告特別控除の適用を受けられる事業者に限る。)</p> <p>(2) 申込時点において滋賀県信用保証協会の保証利用があること、もしくは申込金融機関で融資取引があること。</p> <p>(3) 直近の決算で債務超過でないこと。</p> <p>(4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。</p>																				
保証限度額	1,500万円以内(税理士連携枠と合計で3,000万円以内とする。) (ただし平均月商(直近決算)の3か月以内とし、1金融機関1口とします。)																				
資金使途	運転資金																				
保証期間	12か月以内																				
貸付形式	手形貸付または証書貸付																				
返済方法	一括返済																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
担保	必要に応じて																				
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要																				
保証料率	<p>年0.45%~1.90% (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。</p> <p style="text-align: right;">保証料計算についてはこちら▶ </p>	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45												
必要書類	<p>① 資格要件確認票兼推薦書・同意書(所定様式)</p> <p>② 融資金融機関による意見書 (継続時、直近決算において債務超過である場合、一過性の要因であるとの説明)</p>																				

ケイゾク

税理士連携枠

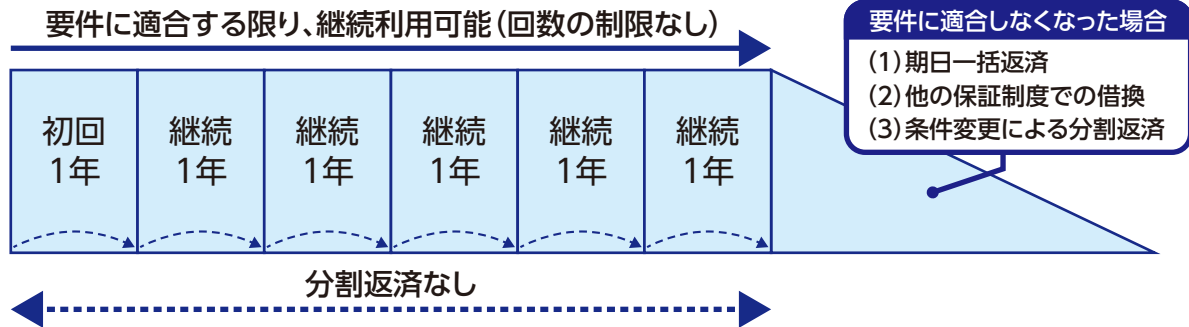
対象となる方	<p>次のすべての要件を満たす中小企業者の方</p> <p>(1) 滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、1期(6か月)以上の決算を実施している法人および個人。 (ただし、個人の場合は、正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳をし、最高65万円(令和2年分以後は最高55万円(e-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円))の青色申告特別控除の適用を受けられる事業者に限る。)</p> <p>(2) 申込時点において滋賀県信用保証協会の保証利用があること、もしくは申込金融機関で融資取引があること。</p> <p>(3) 直近の決算で債務超過でないこと。</p> <p>(4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。</p> <p>(5) 税理士等が月次管理する中小企業者であること。</p>																				
保証限度額	3,000万円以内(通常枠と合計で3,000万円以内とする。) (ただし、平均月商(直近決算)の3か月以内とし、1金融機関1口とします。)																				
資金使途	運転資金																				
保証期間	12か月以内																				
貸付形式	手形貸付または証書貸付																				
返済方法	一括返済																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
担保	必要に応じて																				
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要																				
保証料率	<p>年0.35%~1.80% (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.80</td> <td>1.65</td> <td>1.45</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。 保証料計算についてはこちら▶ </p>	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35												
必要書類	<p>① 資格要件確認票兼推薦書・同意書(所定様式)</p> <p>② 利用に関する確認・同意書(所定様式)</p> <p>③ 税理士等による意見書 (継続時、直近決算において債務超過である場合、一過性の要因であるとの説明)</p> <p>④ 経営改善計画書 (2期連続債務超過である場合、税理士等の支援により策定された経営改善計画において債務超過が解消されるとの見込みがあるとの説明)</p> <p>⑤ 計画進捗報告書(経営改善計画の策定の翌年度以降、計画の進捗を説明)</p> <p>⑥ 概ね3か月以内の月次試算表 (初回利用時または継続時、決算日(確定申告期限)から3か月超経過している場合)</p>																				

ケイゾク

金融機関モニタリング枠

対象となる方	次のすべての要件を満たす中小企業者の方 (1) 滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、1期(6か月)以上の決算を実施している法人および個人。 (ただし、個人の場合は、正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳をし、最高65万円(令和2年分以後は最高55万円(e-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円))の青色申告特別控除の適用を受けられる事業者に限る。) (2) 申込時点において滋賀県信用保証協会の保証利用があること、もしくは申込金融機関で融資取引があること。 (3) 直近の決算で債務超過でないこと。 (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。 (5) 申込金融機関において事業性評価を行っており、今後経営支援を実施し定期的にモニタリングを実施していく中小企業者であること。																				
保証限度額	2,000万円以内 (ただし、初回申込金額は平均月商(直近決算)の3か月以内(通常枠、税理士連携枠と合算)とし、1中小企業者1口とします。) (また、継続時申込金額を変更する場合はあくまで平均月商(直近決算)の3か月以内(通常枠、税理士連携枠と合算)とします。)																				
資金用途	運転資金																				
保証期間	12か月(初回はこの限りではありません)																				
貸付形式	手形貸付または証書貸付																				
返済方法	一括返済																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
担保	必要に応じて																				
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要																				
保証料率	年0.35%~1.80% (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.80</td> <td>1.65</td> <td>1.45</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <small>※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。 保証料計算についてはこちら▶</small> 	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35												
必要書類	① 格要件確認票兼推薦書・同意書(所定様式) ② 事業性評価書(金融機関所定様式もしくは所定様式) ③ 融資金融機関による意見書 (継続時、直近決算において債務超過である場合、一過性の要因であるとの説明) ④ 経営支援・モニタリング報告書(継続時、金融機関所定様式もしくは所定様式) ⑤ 中小企業者と対話を行った資料及び対話の記録(継続時)(金融機関所定様式)																				
取扱金融機関	覚書締結金融機関 <small>※『短期継続融資保証(金融機関モニタリング枠)制度』にかかる覚書を締結していただく必要があります。</small>																				

本制度のイメージ



継続は新規保証の申込を受け、借換により手続きを行います。
ただし、次のいずれかに該当する場合は継続できません。

- (1) 直近の決算で債務超過である場合
ただし、その要因が一過性であり、次期決算は解消できると融資金融機関等(税理士連携枠は税理士等)による意見書によって説明が得られる場合は1期限り、継続を認めます。
また、税理士連携枠においては、2期連続で債務超過の場合であっても、税理士等の支援により策定した経営改善計画書の提出があれば、計画終了までの間、継続することを認めます。経営改善計画書の策定がなされた翌年以降の継続は計画の進捗状況に問題がなければ認めます。
 - (2) 既保証付融資の返済条件を緩和した場合
 - (3) 著しい社外流出など、本制度が目的に反して利用された場合
 - (4) 税理士等が月次管理する中小企業者でなくなった場合(税理士連携枠の場合)
 - (5) 申込金融機関において、定期的なモニタリングが実施されていない場合(金融機関モニタリング枠の場合)
 - (6) その他、保証利用要件を満たさなくなった場合
- ※初回・継続いずれの場合も保証審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

よくあるご質問

Q 1 短期継続融資保証制度創設の目的は何ですか。

A 1 本制度は、中小企業者に資本性に近い資金を供給することにより、資金繰りの安定をはかるとともに決算期毎の保証申込を通じ、経営状況の把握に努め、継続した支援を行うことで中小企業者の成長、発展に資することを目的としています。

Q 2 個人事業主は貸借対照表の作成がなければ、利用できないでしょうか。

A 2 本制度の資格要件として、直近決算が債務超過か否か確認をしているため、貸借対照表の作成は必須となります。正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳をし、最高65万円(令和2年分以後は最高55万円(e-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存を行っている場合は最高65万円))の青色申告特別控除の適用を受けられる事業者に限ります。

Q 3 資金使途が運転資金のみとなっている理由はなぜですか。

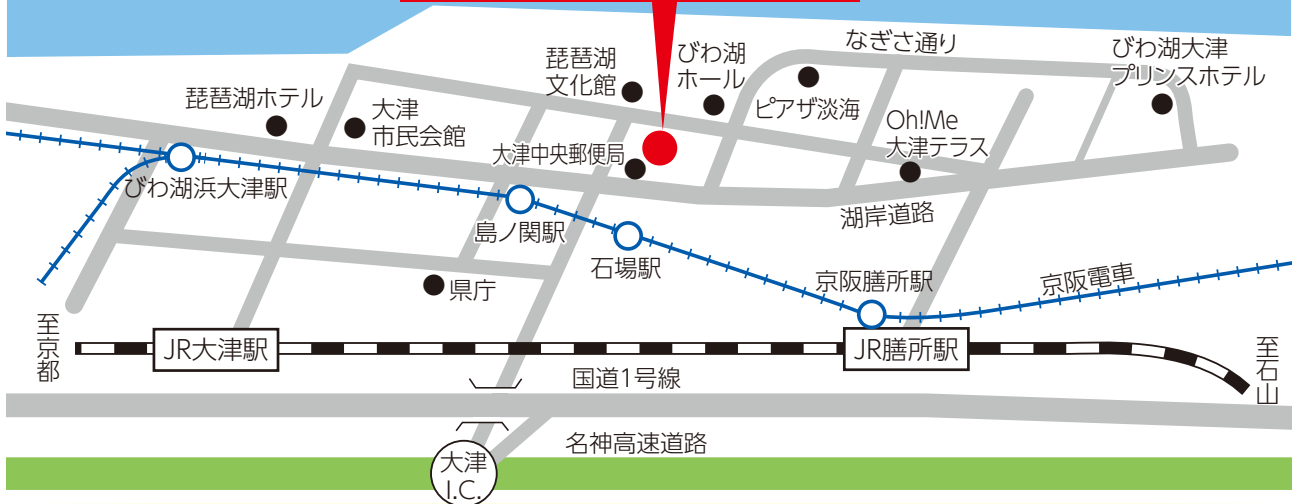
A 3 本制度の資金使途は、経常運転資金を想定しています。したがって、具体的な設備資金や、既保証付融資の借換は認められません。ただし、短期継続融資保証を利用している状況での別枠(通常枠⇔税理士連携枠)への借換は既保証付融資の借換には当たりません。

Q 4 1金融機関につき、通常枠、税理士連携枠、金融機関モニタリング枠との併用は可能ですか。

A 4 可能です。通常枠と税理士連携枠については1金融機関につき1口限りとしていますが、1金融機関で通常枠あるいは税理士連携枠の利用がある場合であっても、2口目として利用することは可能です。なお、通常枠と税理士連携枠は合計で3,000万円を限度額としていますが、金融機関モニタリング枠はそれらとは別で2,000万円を限度額としています。

琵琶湖

滋賀県信用保証協会 「コラボしが21」7階・8階



アクセスのご案内

- | | | |
|--------|----------------------|------|
| JR琵琶湖線 | 大津駅より徒歩 | 約20分 |
| | 京阪バス「商工会議所前」下車 | 約2分 |
| | 膳所駅より徒歩 | 約15分 |
| | 膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩 | 約4分 |



お問い合わせ

滋賀県信用保証協会

担当部署: 保証部 保証第1課・第2課

TEL: 077-511-1321/1322

FAX: 077-524-7030

<https://www.cgc-shiga.or.jp>



〒520-0806

大津市打出浜2-1「コラボしが21」7階



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会

